

バスに適用される自動車税について

～使用用途の変更をされた場合は届出が必要です～

香川県県税事務所 自動車税課

バスに課税される自動車税については、その使用用途（通学用・一般乗合用・その他用途）により適用する税額が異なっているため、通学用・一般乗合用バスである場合は、自動車登録時の申告時に併せて行う確認等により、税額を決定しています。

登録後にバスの使用用途を変更した場合は、適用する税額を変更する必要があるため、県税事務所において、その把握が必要です。

ついては、バスの使用用途の変更をした場合には、該当するバスの所有者（割賦販売の場合は使用者）は、すみやかに「自動車税にかかるバスの使用用途変更届出書」を提出してください。

また、記載方法等については、別紙「自動車税にかかるバスの使用用途変更届出書」の例及び「使用用途変更届出の添付書類」を参考にしてください。

なお、税額の変更は、事実発生日の翌年度からです。

使用用途変更届出の添付書類

自家用

通学用 → 通学用以外の用途 に変更する場合

自動車検査証(車検証)の写し

通学用以外の用途 → 通学用 に変更する場合

- ・運行計画書(学校又は幼保連携型認定こども園が開いている日に、1日1回以上通園・通学に使用することが確認できるもの)
- ・運行経路図
※運行計画書と運行経路図に様式の定めはありません。運行時刻、運行経路が分かるものを提出してください。
- ・自動車検査証(車検証)の写し
- ・バスの写真(ナンバープレート及び4面の通園・通学用バスの表示が確認できるもの)
※車体の構造が「幼児専用車」となっている車は、写真の提出は不要です。
※幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校以外の学校(高等学校等)は、バスの前後のナンバープレートが確認できる写真のみを添付してください。

自動車税の税額が「通学用」で適用されるバスは、車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)が、学校教育法第1条に規定する学校(又はその設置者)又は就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(又はその設置者)であり、かつ、専らその学生、生徒、児童若しくは幼児又は同条第1項に規定する子供の通学・通園の用に用いるものです。※

なお、リース車は「通学用」の税額適用の対象外です。

※学校又は幼保連携認定こども園が開いている日に1日1回以上、通学・通園用に使用すること。

営業用

一般乗合用 → 一般乗合用以外の用途 に変更する場合

(例:路線バス → 貸切バス)

自動車検査証(車検証)の写し

一般乗合用以外の用途 → 一般乗合用 に変更する場合

(例:貸切バス → 路線バス)

自動車検査証(車検証)の写し

※営業用のバスを「一般乗合用」に変更をされる場合は、届出内容により追加で書類をお願いする場合があります。

【問い合わせ・届出書送付先】

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目 17 番 28 号

香川県県税事務所 自動車税課

電話: 087-806-0314

Fax: 087-833-2388

例

自動車税にかかるバスの使用用途変更届出書

年 月 日

香川県県税事務所長 殿

届出者 所在地

名 称

代表者名

連絡先(電話)

担当者名

登録番号	
車台番号	
型 式	
登録年月日	

上記のバスについては、(使用している学校等の名称)の(変更前の使用用途)に使用していましたが、 _____年 _____月 _____日から、その使用用途を変更し、(変更後の使用用途)で使用する事となりましたので、届け出ます。